

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 26 年 4 月 15 日（火曜日）
午前 10 時 4 分開会、午前 11 時 28 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、
後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、水野担当書記、佐々木併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、立花理事、浅沼副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、大村水産担当技監、
高橋競馬改革推進室長、五日市技術参事兼水産振興課総括課長、熊谷理事心得、
黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、
瀧澤農林水産企画室管理課長、高橋団体指導課総括課長、
高橋団体指導課指導検査課長、上田流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、星野農産園芸課水田農業課長、
小岩畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、多田競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 所管事務調査
「農林水産業の復旧・復興への取組状況について」
 - (2) その他
委員会調査について

9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

田内担当書記、水野担当書記、瀧澤併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。初めに、新任の小原敏文農林水産部長を御紹介いたします。

○**小原農林水産部長** よろしくお願いいいたします。

○**工藤勝博委員長** 続きまして、新任の立花良孝理事を御紹介いたします。

○**立花理事** よろしくお願いいいたします。

○**工藤勝博委員長** 次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。小原農林水産部長から、農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○**小原農林水産部長** それでは、私から農林水産部の新任職員を紹介いたします。

浅沼康揮副部長兼農林水産企画室長。

伊藤千一農村整備担当技監兼農村計画課総括課長。

佐藤順一林務担当技監。

高橋宏弥競馬改革推進室長。

五日市周三技術参事兼水産振興課総括課長。

高橋勉団体指導課総括課長。

高橋毅団体指導課指導検査課長。

上田幹也流通課総括課長。

星野圭樹農産園芸課水田農業課長。

小岩一幸畜産課総括課長。

千葉伸畜産課振興・衛生課長。

阿部義樹森林整備課総括課長。

漆原隆一森林整備課整備課長。

伊藤節夫森林保全課総括課長。

佐々木敏裕漁港漁村課総括課長。

千葉義郎競馬改革推進室競馬改革推進監。

多田繁競馬改革推進室特命参事。

阿部繁弘海区漁業調整委員会事務局長。

以上でございます。

○**工藤勝博委員長** 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

これより農林水産業の復旧・復興への取組状況について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思ひ

ますので、よろしくお願いたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○藤代企画課長 それでは、お手元にお配りさせていただいております農林水産業の復旧・復興への取組状況、A 4判のカラーの資料と付属資料というのがございます、その二つを用いまして御説明をさせていただきます。説明につきましては、1の水産業・漁港等から3の放射性物質対策まで順次説明をさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。最初に、水産業・漁港等の復旧・復興に向けた取組状況についてでございます。最初に上段、漁船についてでございます。補助事業により整備した新規登録漁船数は約6,300隻と、復興計画の第1期目標に対する進捗率は93%となっております。第2期計画では、漁協等の要望を踏まえ約370隻の整備予定となっております。また、その他の新規登録漁船数等を合わせ、平成26年3月末現在の稼働可能漁船数は約1万300隻と、震災前の約72%という状況になってございます。

次に、中段、養殖施設についてでございます。整備数は約1万7,300台と、進捗率は87%となっております。また、被災施設に対する割合、表中の③/①と書いている部分でございますけれども、約65%となっております。

次に、下段、産地魚市場への水揚げについてでございます。被災した13魚市場全てが営業再開してございまして、平成25年度の水揚量は10万8,000トンと、震災前過去3年間の平均比で約64%、水揚げ金額で約198億円と、同じく震災前比で87%という状況になっています。

3ページをお開きいただきたいと思います。漁港、漁港海岸の整備についてでございます。上段、合計の欄をごらんいただきたいと思います。漁港につきましては、県管理、市町村管理合わせて、被災した108の漁港のうち106漁港で本格的な復旧工事に着工し、種市漁港など36の漁港で工事を完了してございます。また、第2期計画では、残り72漁港の工事完了を目指してございます。

次に、下段でございます。漁港海岸についてでございます。同じく県管理、市町村管理合わせて、被災した53海岸のうち30海岸で本格的な復旧工事に着工し、種市海岸など2海岸で完了しております。第2期計画では、残り51の海岸の完了を目指しているところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。第2期復興実施計画における水産関係の主な取り組みについてでございます。まず、上段、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築についてでございます。地域漁業の再生に向け策定を進めております地域再生営漁計画については、県内24漁業協同組合のうち宮古市の重茂漁業協同組合や洋野町の玉川浜漁業協同組合、小子内浜漁業協同組合の3漁協で計画を作成してございます。残りの21漁業協同組合については、今年度の策定を進めることとしてございます。

上段の二つ目の丸のところでございますけれども、女性等の力による浜のにぎわいやコミュニティの再生を支援していくため、浜料理選手権などを開催していくこととしてご

ございます。秋サケの早期資源回復については、復旧予定の 20 施設全てが稼働してございます。この春には 3.9 億尾の稚魚放流が開始されてございます。今年の秋には、回帰してくる親魚の不足が心配されますことから、関係団体と連携しながら確実な種卵確保に取り組んでいくことにしてございます。

下段、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築でございます。漁獲から流通、加工までの一貫した高度衛生管理等の構築に向け、産地魚市場にある 10 市町村を対象に市町村計画の策定を進めております。これまで宮古市、久慈市、洋野町で計画が策定されたところでございまして、今後残りの七つの市町村について策定を進めていくこととしてございます。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。農地、農地海岸の復旧についてでございます。上段の農地の復旧についてでございますけれども、復旧対象農地 717 ヘクタールのうち、土地利用計画等との調整に時間を要する 267 ヘクタールを除く 450 ヘクタールについて現在復旧を進めているところでございます。5 月末までに復旧対象面積の 90% となる 405 ヘクタールが完了の見込みという状況になってございます。

次に、下段、農地海岸についてでございますけれども、被災した 10 海岸全てで工事着工してございまして、2 海岸が完了という状況になってございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。林野海岸、木材加工施設の復旧についてでございます。まず上段、林野海岸の治山海岸保全施設についてでございます。被災した 11 の地区のうち、他の事業により復旧を進める 3 地区を除く 8 地区を対象に復旧を進めております。全地区で工事着工をし、6 地区で完了という状況になってございます。

また、中ほどの海岸防災林についてでございますけれども、合計の欄をごらんいただきたいと思います。小さくて恐縮でございますけれども、復旧対象の 20 地区のうち 3 地区で工事着工をし、防潮堤、防潮護岸など復旧状況に応じて、順次植栽を進めていくこととしてございます。

次に、下段の木材加工施設についてでございます。復旧対象 21 施設全てで工事着工してございまして、20 施設が完了しております。残り 1 施設については、現在復旧を進めており、今年度内に完了を見込んでいるところでございます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 期復興実施計画における農林業関係の主な取り組みについてでございます。上段、農業分野でございますけれども、施設園芸団地の整備を進めてございます。山田町ではトマトやホウレンソウ、陸前高田市ではリーフレタスの生産が行われてございます。今年度は、陸前高田市で施設整備を予定してございまして、ミニトマトやイチゴが生産される予定となっております。また、農地の復旧におきましては、被災農地と隣接農地との一体的な圃場整備を進めてございます。陸前高田市で集落営農組織が設立されておりまして、農地の利用集積による担い手の育成が進んでいるところでございます。

また、下段、林業分野でございますけれども、県産材の円滑な供給を促進するため、乾

燥施設を導入した製材工場へのアドバイザー派遣など製材工場の乾燥材の生産能力の向上を支援していくということとしてございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。放射性物質の影響対策についてでございます。まず上段でございます。牧草地の除染についてでございますけれども、現地確認等により除染対象面積を精査して、除染対象面積1万3,350ヘクタールで除染実績は1万37ヘクタールと、進捗率は約75%という状況になってございます。残りの約3,000ヘクタールについては、今年度内に除染が完了するように進めていくこととしてございます。

下段、原木シイタケの生産再開に向けた取り組みについてでございます。現在指標を超過したほだ木の処理を先行して実施してございます。進捗率は約72%という状況になってございます。また、ほだ木処理が完了したほだ場から順次落葉層の除去等の環境整備を進めておりまして、進捗率は約15%となっております。

9ページをお開きいただきたいと思います。損害賠償請求、風評被害対策についてでございます。上段、農林水産関係協議会における損害賠償請求・支払い状況についてでございますけれども、合計の欄をごらんいただきます。請求額約315億円に対し、東京電力の支払額は約280億円という状況になってございまして、支払率は88%という状況になってございます。

下段の販路回復・風評被害対策についてでございますけれども、県産農林水産物の安全・安心に関する情報発信として、全国の女性消費者や調理をされる方を対象に、生活情報誌や電車広告、料理専門誌等でのPR活動を行っているところでございます。販路回復・拡大の取り組みとして、大都市圏等での物販フェアですとか商談会、あるいは産地での交流会、こういったようなものを進めているところでございます。市町村や生産者団体の取り組み支援として、市町村等が首都圏等の消費者を対象に行います物産フェア、こういったようなものの開催経費を支援しているところでございます。

カラー版の資料の説明は以上でございますけれども、同じく付属資料ということで配付させていただいております資料につきましては、漁港や漁場、海岸、農地などの復旧状況を市町村別、地区別に着工完了などを記載しているものでございます。1ページから6ページまでが漁港、漁港海岸、漁場の復旧状況、7ページから9ページまでが、農地、農地海岸等の復旧状況、10ページが林野海岸の復旧状況、こういったようなものについて記載しているものでございます。具体的な内容につきましては、大変申しわけございませんが、説明を省略させていただきたいと思います。

また、平成26年4月3日にチリ地震により津波が発生し、本県にも津波被害があったところでございますけれども、平成26年4月11日13時現在で沿岸12市町村のうち野田村と大船渡市を除く10市町村での被害調査を終了してございます。宮古市の宮古漁業協同組合管内で養殖コンブの落下13トン、被害金額で700万円の被害が確認されている状況でございます。また、被害の対応につきましては、漁業共済により対応する予定となっております。

○**工藤勝博委員長** それでは、ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**喜多正敏委員** 復旧について、順次進められていると思いますが、現況については説明がありました。例えば漁船の進捗率が93%であるとか、あるいは養殖施設が87%であると、こういう状況になっているわけではありますが、おくれた理由は何かということが一つ。そしてまた、原木シイタケの落葉層の除去、これがなかなか大変だろうとは思いますが、進捗率が15%であったと。おくれた理由と、平成26年度に残りを全て除去できるという計画になっているわけではありますが、その辺が可能なかどうか、見通しについてお伺いしたいと思います。

○**五日市技術参事兼水産振興課総括課長** まず漁船、養殖施設が目標数に到達していないということでございますけれども、一つは、漁船は造船所の工事が非常に行き詰まっております、その部分で少しおくれが生じているところもございますし、もう一つは、漁業者からの要望が目標までいかなかった。漁業者の要望を聞きながら整備をしておりますので、その分がおくれているものでございます。養殖施設などにつきましても同じような状況で、養殖施設は全部希望どおりつくってはいるのですが、希望数が目標数に届かなかったということでございます。

○**菊池林業振興課総括課長** 落葉層の除去がおくれた理由でございます。前提といたしまして、ほだ場からほだ木を全部撤去していく。それが終わってからという段取りの仕事となっております、市町村に行っていただいております、市町村ごとの事情もございまして、まずほだ場からほだ木の一時保管が終わってからという段取りになりますので、どうしても進捗が遅くなるという状況でございます。完了の見通しでございますが、本年度完了ですけれども、生産再開の前提となりますことから、本年度のうちでも早い時期に完全完了を目指して、現在進めておるところでございます。

○**高田一郎委員** 産地魚市場への水揚げにかかわってお尋ねをしたいと思います。水揚げ量は63.5%、金額にして87%ということで、大変苦戦をしている状況だと思うのですが、この中で、特にサンマの水揚げ量がどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

というのは、先日大船渡市の水産加工会社に行きまして懇談をしたのですが、大船渡市といえば全国で一番水揚げ量が多い自治体になっておりますけれども、大船渡市の水産加工会社のサンマに占める比率というのは5割程度だという話を聞きました。サンマの不漁の影響が大きくて、非常に大変だという話を聞いております。大体どの程度の水揚げ量に全体ではなっているのか、推移についてももしわかればお聞きしたいと思います。

○**五日市技術参事兼水産振興課総括課長** サンマにつきましては、平成25年度の県内の水揚げ量が2万1,800トンほどでございます。これに対しまして、前年の平成24年度は3万4,900トンほどということで、水揚げ数量そのものは63%になってございます。

○**高田一郎委員** 前年比で63%ということでございますけれども、水産加工会社の方と懇談したときに日本全体の水揚げ量が15万トン程度になっていて、日本が一番水揚げ量が多

いのかなと思ったら、実は台湾に追い抜かれたというお話を聞きました。台湾漁船は、6月ごろからロシア沖の公海上でサンマ漁をしているということで、非常に乱獲が行われているという話でありました。資源の確保をきちんとしないと本当に大変になるという思いもしておりますけれども、そういう点では、資源確保の国際的なルールというものをつくっていかねばならないと感じているのですが、その辺のことについて、県としての考え、認識なりをお伺いしたいと思います。

○五日市技術参事兼水産振興課総括課長 台湾の漁船がどの程度、どういう海域で操業しているというところまでは詳しくは承知しておりませんが、確かに、昨年につきましては全国的にも総量そのものは15万トンほどで、前年は22万トンほどなものですから、減っているということはそのとおりでございます。資源そのものにつきましては、数量的には確かに国の調査結果では、数量的には多くはない状況もございましたが、特に去年、岩手県、日本で漁獲がかなり厳しかったのは、日本沿岸、北海道から東北太平洋岸にかけて、物すごい高水温がございまして、それによって近づいてこれなかったという部分かなり大きいと——これは国の研究所で出している結果なのですが——聞いております。いずれにしても、国でも資源管理そのものは定めてございますので、それに連動して対応していきたいと思っています。

○高田一郎委員 わかりました。大船渡市では日本一の水揚げ量を誇っているのですが、水産加工施設の約半分がサンマということで、資源を確保しないと大船渡市の水産業にも大きな影響を与えるという話を聞いて、その原因が水温の問題と乱獲の問題になると指摘されました。現実どうなっているのか、全体の状況をよくつかんで、国に対してしっかりと要求していくということが必要ではないかと思います。それについては要望にしておきたいと思います。

風評被害の問題ですけれども、この間の予算特別委員会でいろいろ議論がありましたけれども、特に関西方面での風評被害が非常に深刻だという状況です。関係者に聞きますと、関西圏でなかなか売り上げが伸びないと。過剰在庫の影響で、年々生産者からの買い取り価格が下落していると。一方では、最近の船に使う燃油がどんどん上昇していて、漁業者がせっかく苦勞して再建はしているのだけれども、経営的には大変だという状況もあります。この辺の実態について、どの程度つかんでいるのかお伺いしたいと思います。風評被害と燃油高騰によって漁業者が本当に大変になっているという実態について二つの点でお尋ねしたいと思います。

○上田流通課総括課長 まず、風評被害についての御質問でございます。関西圏におきましては、特に水産物を中心に風評被害の影響と言われておりますけれども、価格が低迷しているといった事実があると把握しております。今後さまざまな機会を通じまして、関西圏での岩手県の食材等の安心・安全のPR、それから岩手の食材のすぐれた面をPRさせていただきたいと考えてございます。

○五日市技術参事兼水産振興課総括課長 漁価につきましては、確かに低迷している部分

がございますし、油の高騰によりまして経営は大変厳しいという状況も聞いております。それに対する特効薬みたいな形のものはない状況ではございます。魚の価格につきましては、例えばタラとかヒラメとか、これらにつきましては、非常に多く漁獲されていることもございます、数量的な面で2倍、3倍というボリュームでここ1年、2年とれていきます。それらについては、流通量が多くなったから単価が安くなった、それにあわせて油が非常に高いので、経営的に厳しいという状況だろうと思っております。

一方で、例えばタコなど、単価が全く下がらない、あるいはある程度、持ち直している、上がっている魚種もございますので、その辺につきましても、漁業者の方々と相談できるところは相談していきたいと思っておりました。

○高田一郎委員 関西方面の風評被害ですけれども、大変になっているというのはわかるのですが、具体的にどのような状況になっているのですか。もう少し詳しく、具体的にこういう影響が出ているのだということをもう少しリアルに答弁していただけないでしょうか。

○上田流通課総括課長 関西圏での風評被害を具体的にというお話でございますが、水産物、特にワカメに関しては価格が震災前と比べまして低迷をしております。そういったことと、やはり先ほどのお話がありましたとおり、在庫を抱えているという事情があって、量として取引量が伸びないという状況にあります。

○喜多正敏委員 先ほど、施設の復旧状況については説明がありました。そして、漁船とか、養殖施設等については希望数が減ったということがあるというお話がありました。それで、漁業の担い手の数はどういう変化になっているか。それから、水揚げ量がかなり減っているわけですが、漁業協同組合の経営状況はどうなっているのか、大変厳しいのではないかと、それについてどのような支援が行われているのか伺いたいと思います。

○山口漁業調整課長 漁業の担い手についてでございますけれども、漁業の担い手はおおむね8割程度が震災前と比べて再開していると、私どもでは認識しております。ただし、再開を少し始めたばかりの方々がまだいらっしゃいますので、これからそういう人たちを本格的に漁業で生計を立てられるような仕組みを、漁業協同組合と相談しながら、地域再生整備計画というものがございますので、担い手をちゃんと再開させる、ふやす、新規就業者を受け入れるということも、漁業協同組合と一緒に考えながら進んでいきたいと思っております。

○高橋団体指導課総括課長 漁業協同組合の決算状況について御説明したいと思います。

平成25年度の決算の状況を見ますと、定置による漁網被害に伴う操業見送りによる減収等もありましたけれども、漁業生産施設の復旧による生産量の回復ですとか、復興需要による購買事業、また夏の漁ですとか、秋サケの漁による定置事業が比較的好調に推移した等もあまして、事業総利益の合計額については、対前年度で15%の増という状況になってございます。

○喜多正敏委員 対前年度比というのは、前年自体が厳しい状況で減っているのです、震災前と比べてどうかということ、利益もそうですけれども、資金繰り的にとか、そういう

状況で厳しい状況に陥っているのではないかとと思われるのですが、その点はどうか。

それから、再開が8割ということでありましたけれども、漁業家の増減というのは、震災前、例えばこのぐらいあって、人口減少も大変厳しい状況になっているわけですが、新規開業とか廃業したとか、そういったところの数字はつかまえておられるのかどうかお伺いします。

○山口漁業調整課長 漁業の経営体の推移でございますけれども、震災前の平成20年のデータでございますが、正組合員数で1万942人おりましたけれども、平成25年度では9,330人に減少しております、増減はマイナス14.7%です。

○高橋団体指導課総括課長 漁業協同組合の状況の関係でございますが、確かに震災前と比べますと下がっているわけですが、その必要な対応として制度資金の面ですとか、利子補給等を行いながら支援している状況になっております。

○喜多正敏委員 そうだろうとは思いますが、例えば決算状況で欠損が出たとか、その場合は損益分岐点も3%でも4%でも余っていればいいほうで、それも下がっているのではないかと、あるいは収支分岐点も下がっているのではないかと経営上は思われるわけです。県では把握されて支援しているとは思いますが、そういったようなことについてどうなのかなど。組合員でありますから、それぞれ自己努力も含めて経営を継続していると思いますが、しっかりと実態を把握されて支援をお願いしたと思えます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、これをもって農林水産業の復旧・復興への取組状況についての調査を終了いたします。

この際、執行部から日本とオーストラリアの経済連携協定（EPA）について、ほか2点について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤代企画課長 日本とオーストラリアの経済連携協定、EPAと言われるものでございますが、これについて御説明させていただきます。資料はA4判縦の1枚ものの資料となっております。

日本とオーストラリアのEPA交渉についてでございますけれども、箱囲みの中になりますけれども、平成19年4月に第1回の交渉会合がオーストラリアで開催されて以降、これまで延べ16回の会合が開催されたところでございます。平成26年4月7日に日本で開催されました首脳会談で大筋合意とされたものでございます。

それで、合意の内容についてでございます。1の主な農林水産品の合意の内容ということになりますけれども、まず、米についてでございますけれども、関税撤廃等の対象から除外とされてございます。

次に、小麦についてでございますけれども、食糧用は将来の見直し、これは再協議という扱いとなっているところでございます。飼料用につきましては、食糧用の横流れ防止措置を講じた上で、民間貿易に移行し、無税化とされてございます。

次に、牛肉でございますけれども、現行の関税率 38.5%でございますけれども、冷凍牛肉については段階的に関税を削減し、初年度につきましては、現行よりも 8 ポイント低い 30.5%、18 年目に現行の約 5 割削減、19 ポイント低くなりますけれども、関税率で 19.5%とされたところでございます。また、冷蔵の牛肉についてでございますけれども、これも同じく段階的に関税を削減し、初年度につきましては、現行より 6 ポイント低い 32.5%、15 年目は現行の約 4 割削減、15 ポイント低くなりますけれども、23.5%とされたものでございます。

各年の具体的な関税率については、資料の中に表としてお示しをさせていただいているところでございます。また、③でございますけれども、オーストラリアからの輸入数量が一定量を超えた場合には関税率を引き上げる数量セーフガードが導入され、措置の内容の二つ目のポツのところにありますけれども、セーフガードは、冷凍牛肉と冷蔵牛肉の区分ごとに発動されることとされてございます。また、発動の基準についてでございますけれども、冷凍牛肉で初年度 19.5 万トン、10 年目で 21 万トン、冷蔵牛肉で、初年度 13 万トン、10 年目で 14.5 万トンとされてございます。

次に、(4) 乳製品についてでございます。製品別に表にお示しをさせていただいております。バター、脱脂粉乳につきましては将来見直しというふうにされてございます。プロセスチーズの原料用ナチュラルチーズにつきましては、一定量の国産品の使用要件を満たすことを条件に、関税割当を導入することとされてございます。また、プロセスチーズ等は同じく関税割当を導入、ブルーチーズにつきましては、10 年かけて関税を 2 割削減するとされているものでございます。

最後に、(5) の砂糖についてでございます。一般粗糖、精製糖につきましては将来見直し、高糖度粗糖につきましては、精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税、調整金水準は糖度に応じた水準に設定されているものでございます。

2 本県の対応についてでございますけれども、本県におきましては、本県の農業者に大きな影響を及ぼすことがないよう情報把握等に努めながら関係団体と連携し、必要な対策を講じていきたいと考えてございますし、また国の責任において対策を十分に講じるよう、各県とも連携しながら国に求めていきたいと考えているところでございます。

○**工藤勝博委員長** 次に、岩手競馬の発売状況について。

○**千葉競馬改革推進監** 岩手競馬の発売状況等につきまして概要を御説明させていただきます。お手元に配付いたしております A 4 の 2 枚ものの資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、1 の平成 25 年度の発売状況等でございます。平成 26 年 3 月 31 日で平成 25 年度の岩手競馬の全日程が終了したところでございますが、最終的な発売額は 221 億 8,700 万円で、計画達成率は 101%、対前年度比では 121.5%となったところでございます。また、平成 25 年度の最終的な収支につきましては、現在精査中でございますが、当期利益は 2 月 20 日の競馬組合議会にお示した 1,600 万円を上回る見込みとなったところでございます。

次に、平成 26 年度の発売状況でございます。まだ 1 開催、開幕から 6 日間の実績ではございますが、発売額の実績は 10 億 400 万円であり、計画に対する達成率は 109.3%となっております。その内訳でございますが、下の表の計画達成率の欄になりますけれども、自場発売は 108.1%、広域委託発売 110.2%、インターネット発売が 110.3%となっております。また他の主催者の勝馬投票券を発売いたします広域受託発売につきましては 101.6%という状況で、いずれも計画を上回っているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、最後に、3 参考といたしまして、平成 26 年度の開催日程等をお示ししてございます。ことしは、岩手競馬が始まりまして 50 周年となる節目の年でありまして、平成 26 年 11 月 3 日には地方競馬最高峰レースとされております JBC 3 競走を盛岡競馬場で施行いたします。絆をむすぶ。夢をつなぐ。のスローガンのもと、岩手競馬の魅力向上、ファンサービスの充実、持続可能な経営構図の確立の三つの基本方針で取り組んでまいります。

○**工藤勝博委員長** 次に、本県における豚流行性下痢（PED）を疑う事例の発生について。

○**千葉振興・衛生課長** それでは、本県における豚流行性下痢——PEDと申します——を疑う事例の発生について御報告を申し上げます。なお、昨日の朝、1 例目につきましては発表したところでございますが、昨晚 10 時半過ぎに 2 例目が確認されましたため、あわせて御報告するものです。

県南地域の養豚場 2 戸ですけれども、PEDを疑う事例が確認されました。感染拡大が懸念されることから、当該農場に対しましては、当面の間、出荷自粛を要請しております。なお、他の養豚場は 152 カ所ございますけれども、異状は確認されておらず、引き続き飼養衛生管理の徹底、豚の健康観察の強化、異状発見時には早期通報するよう徹底してまいります。

疑い事例の概要ですけれども、表をごらんください。1 例目は、昨日 14 日早朝になりますけれども、遺伝子検査により確認しております。飼養場所は県南地域の約 1 万 7,000 頭を飼養する農場でございます。繁殖母豚 10 頭並びに哺乳子豚 1,080 頭に下痢、嘔吐。子豚のうち 20 頭が死にました。また 2 例目につきましては、夜になりますけれども、県南地域の 4,452 頭を飼養する農場において、哺乳子豚 598 頭に下痢、嘔吐が見られたということで、死亡が 170 頭確認されております。

これまでに行った県の措置でございますけれども、今年の 2 月以降、他県、九州地方、青森県などの発生を受けまして、県内全養豚場並びに畜産関係者に対して、発生事例の概要と豚舎消毒等の進入防止対策の徹底に通知したところでございます。また、あわせて本病の疑う豚がないことを確認いたしました。また、今回の発生に伴い、これら当該農場につきましては、豚舎消毒など蔓延防止措置の徹底、豚の移動自粛を要請済みでございます。また、肥育豚の出荷先である屠畜場につきましては、当該農場から、当面出荷を見合わせる旨を連絡しております。このことを受け、家畜保健衛生所は、全養豚場に本病を疑

う豚がいないことを確認済みでございます。

3番今後の対応になりますけれども、県内養豚場における異状の有無を継続的に監視していきます。また、岩手県中央家畜保健衛生所において確定診断、これは免疫組織学的検査というものをを行うのですけれども、これにつきましては今週中に行う予定です。

下の括弧書きの参考をごらんください。この病気につきましては、ウイルスによる感染によって哺乳豚に水様性下痢を起こす疾病でございます、非常に伝播が早く、哺乳豚で特に高い致死率を示す病気でございます。家畜伝染病予防法では、届出伝染病ということに指定されておりまして、インフルエンザのようなレベルの高い病気ではございませんけれども、本県では、平成8年に5農場で1万4,641頭で確認されて以来での発生でございます。国内では、平成25年10月以降継続発生しており、本日現在32県、414件での発生が確認されております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**喜多正敏委員** いよいよ農作業開始となってきたわけでありまして、県内の飼料米の作付面積の動向は把握されておられるか。そして、その中でも主食用米としての米と、それを飼料米に転換するものがあるのかどうか。そして、多収米と一般の飼料米は交付金が違うのでありますけれども、その収入の見通しなど試算されておられるかお伺いしたいと思います。

○**星野水田農業課長** 飼料用米の取り組み状況でございますけれども、平成26年1月時点では30協議会のうち10協議会で増加する、拡大するというところでございました。平成26年3月時点の調査では、約半数の協議会で、15以上のところで増加するということが決まっております。実際には、国の手続が始まっております、各協議会で、それぞれの農家の営農計画書を審査する段階ですので、まだ詳しい数字はつかめてございません。主食用米と専用米の関係でございますけれども、専用品種は52トンの種がありまして、10アールに4キロまきますと、1,300ヘクタールになります。それ以外の分につきましては、主食用米からの転換ということになりますけれども、面積につきましても具体的には把握してございません。

主食用米と飼料用米の所得の関係でございますけれども、飼料用米につきましては、最大で、10万5,000円になります。専用品種の場合は加算金が交付されますので、さらに1万2,000円になります。それから耕畜連携の取り組みがございますと、さらに1万3,000円ということになります。マックスで、最大で13万円くらいにはなりますけれども、主食用米に比べては若干低いということになります。

○**喜多正敏委員** 作付面積について最終的にわかるのはいつごろわかるのでしょうか。

○**星野水田農業課長** 6月末までに地域協議会に出しまして、その後、国に7月末に出します。そうしますと8月いっぱいに取りまとめますので、国から計画面積が公表されるのは9月です。最終的に検査とかがありますので、最終実績として固まるのは平成27年1月になります。

○渡辺幸貫委員 EPAについて伺います。冷蔵牛肉などで、食味の点でも影響を受けるのではないかと盛んに言われていまして、乳製品等については、外国の場合はほとんど放し飼いで畜舎もない状態で、乳などを搾ればそれは乳製品で、チーズ用などに回ると、完全に区分けし、生乳は生乳、乳製品、肉、飼いは飼いと分かれていると思うのです。

そういう中で、日本は今まで畜舎というものの考え方で牛を育ててきました。そういうことに対して、私たちはどういうふうに対処していくのかということですよ。その辺についての心構えというか、飼いの違いをどうやって克服するか、県は考えていらっしゃるのか、その辺がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

○小岩畜産課総括課長 ただいまのオーストラリアと日本の飼いの違いをどのように克服していくのかという御質問でございましたけれども、正直申し上げまして、日本とオーストラリアの飼養規模の差というものはかなりありまして、非常に難しいものがあるかと思えます。さらには、先ほど委員御指摘のとおり、オーストラリアでは大きく二つに飼いが分かれておりまして、一つはグラスフェッド、いわゆる飼いつ放しで育てる。これは生産費もかなり低いと思われまして、もう一つはフィードロットになりますけれども、これは日本の肥育と同じような形であります。本県といたしましては、ここに追いつくような取り組みはなかなか困難であるとは思っておりますけれども、こうした取り組みのいかんにかかわらず、現在本県の畜産というのは小規模な状況にありますので、各農家の基盤整備等々を強く押し進めながら規模拡大を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 規模拡大をすればするほど傷が大きくなったのでは大変だと、私はそちらに怖さを感じているのです。それで、例えばえさ用の小麦などは無税化するということが入ってくるからいいのですけれども、とにかく飼いが違うということは決定的な違いで、それが国内で頭数をふやしていったら、関税率が下がってくるのに対処するというのは私にはちょっと解せないのですが、コストダウンだという気持ちでお答えなさったのだと思うのですけれども、それだけで済むのかと思っておりますが、再度御答弁をお願いします。

○小岩畜産課総括課長 委員の御指摘のとおりだと思います。まずは、県でできることと、国でやることを同時並行的に進めなければいけないと思っております。県でやるべきことは、先ほど申したとおりでございますけれども、当然牛肉の価格等が下がってまいりますので、現在でも子牛の価格ですとか肥育牛、肉用牛の価格の安定制度はございます。これを強化する取り組みを国にお願いしながら、同時並行的に進める必要があると考えております。

○渡辺幸貫委員 新聞に載っているPEDについて伺います。これについては、人間に対する影響について、再度御返答いただきたいことと、結論的に2の(3)で、県内全養豚場では、疑いのある豚がいないことが確認済みと書いてありますけれども、そうは言いながらも、2例目では、きのうの夜10時に170頭死んでいるのが出たというものですから、この辺は2例目の報告がおくれているのかという不安をこの報告の中で感じます。

あとは豚の飼い方として、例えば菌のいかにないところにおのおの農場があるのだろう

と思うのですが、無菌豚であるとか、病気にならない対策をいろいろやってこられたと思うのですけれども、それについてどうもこの辺が心配だったという反省点があればあわせてお伺いしたいと思います。

○千葉振興・衛生課長 委員の御指摘のとおりでございます、人への影響はありませんので、そのことにつきましては、積極的に周知してまいりたいと思います。また、家畜保健衛生所の指導に不備があったのではないかという御指摘ですけれども、これは朝と夜ということですが、私どもは同時発生と捉えておりまして、決して農場からの通報がおくれたとは捉えておりません。今後とも引き続き農場につきましては、こういった異状があった場合には、速やかに報告するように徹底してまいりたいと思います。

反省ということの御指摘でございましたけれども、私どもが農場に入りまして、全てをチェックするわけにはいきませんので、入ることによってまた感染を拡大させる可能性もありますので、どうしても性善説に立った考え方で電話をしていかなければならないのですけれども、今後養豚場につきましては、年に1回必ず現地確認を行うこととしておりますので、それを前倒ししながら、衛生対策の不備がないかチェックしていきたいと思っております。

○小野共委員 PEDウイルスは、去年から流行しているという報道等がありまして、県としては、ワクチン等、予防の手段というのはとってきたのでしょうか。予防の手段をどのように考えていたのか聞かせてください。

○千葉振興・衛生課長 ワクチンにつきましては、PEDのワクチンのほかにTGEという同じような下痢を起こすワクチンとの混合ワクチンという形で市販されております。積極的にそれを使うよう呼びかけてはおりますけれども、九州地方の大流行によりまして、ものがなくなっているという状況で、本県に入ってくるのが6月以降という流れになっています。つきましては、国に通じてメーカーに早く生産をふやすようお願いしているところでありまして、販売が供給されましたら速やかにワクチンを打つように指導していきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 豚のPEDのウイルスですけれども、2例目の発生と1例目の発生、頭数が1例目が5%ぐらいですけれども、2例目は10%を超えているわけですね。それで170頭も死亡していることを考えますと、かなり前から2例目が発生しておったのではないかと考えられるわけですが、これについてはどのように考えておりますか。

○千葉振興・衛生課長 ただいまの御質問でございますけれども、現在家畜保健衛生所で詳細な疫学調査をしておりますので、推測の域を出ませんので、この場では正確な回答はできないのですけれども、飼養規模——規模というのは豚舎数——ですとか、密度とか、そういったもので異なってくると思われますので、そこら辺は今後の調査を待つて判断したいと思います。

○高橋孝眞委員 そうすると、農家からの報告ということになると思いますけれども、2例目では、死亡したのはいつごろからかというのはわかっているのでしょうか。全国的に

見ますと大きい農場のほうが比較的発生していると思っております。この2例目は大きいという大きいかもしれませんが、今の養豚の農家から見ますと比較的小さい規模だと思っております。そういう意味合いでは、非常に大きいところは衛生管理が徹底してやられていると言いつつも——青森県もそうなのですから——発生している農場が多いように思っているのですが、何かもうちょっと違う対策というか、それらを考えなければいけないのではないかと思います。どのような経路で持ち込まれたのかということ

を十分把握する必要があると思うのですが、今の時点ではどう考えていますか。
○千葉振興・衛生課長 まず1点目のいつごろから出ていたかという御質問でございましたけれども、2例目につきましては、月曜日の報告であります、前日または前日の朝早くから出ていたと聞いております。

進入経路は、検証する必要があるのではないかと思いますけれども、まさしくそのとおりでございまして、家畜保健衛生所によります疫学調査を進めて、その農場がどういったところと交流があるかとか、豚の動きがあったのかを詳細に調べながら、また他県の情報等を共有しながら調べていきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 済みません、もう一回聞きますけれども、農家だけからの報告という話がありましたけれども、確認等については獣医が確認するという事はないのでしょうか。農家だけからの報告なのですか、この2例目、1例目ということとは。

○千葉振興・衛生課長 農場が管理獣医師を持っている場合は、届け出は法律上必要になっていきますので、当然獣医師からの報告もあります。昨年来この病気が非常に流行しており、ふだん管理獣医師を置かない場合、管理者が豚の状況を知っていますので、異状があった場合には、家畜保健衛生所に直ちに連絡するようにお願いしたところがございます。

○高橋孝眞委員 さらに発生しないようにひとつよろしくお願いをしたいと思います。

もう一つは、EPAですけれども、畜産農家の人は大変厳しい状況であります。こういう場合、常に情報把握をしますと、そして対応を考えていきますと、今後の対応策をなされるわけですけれども、現時点でどのような方法で情報把握をしようとしているのかについてお願いいたします。

○藤代企画課長 情報把握の方法についてでございますけれども、現時点においては国間の交渉でございますので、国でどのような交渉をしたのかという情報提供していただく必要があるかと考えてございます。そうしたところで、国に対して十分な交渉についての情報を提供するように求めていくということとあわせて、具体的な対策を講じるかということについて、地方に対しきちんと説明をすることに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○高橋孝眞委員 今のは政府との関係でしょうけれども、本県農業に対して大きな影響を及ぼすことがないように考えなければいけないということですから、具体的にどうしているか。例えば酪農家の廃用牛が非常に厳しいのではないかと、その次は乳用種の肥育、県内にそんなに乳用種の肥育はありませんが、その次としては交雑種の問題が大

きいのではないかと話をされているわけでありまして、そういう部分でどのくらいの頭数がある、出荷されながら影響があるのかということをも十分考えてほしいと思うわけでありまして、ぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○藤代企画課長 今回の合意の中で、委員御指摘のとおり、牛肉の関税率の引き下げが一番大きな影響を本県に対して与えるのではないかと懸念してございます。オーストラリアの牛肉と競合するような3等級以下とも言われているところで、品種別に黒毛和種ですとか、乳用種、交雑種あるいは廃用牛といったようなものに出荷あるいは価格がどのような影響があるか、こういったような値動きみたいなものもつかみながら影響を見て対応を考えていきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 私もEPAについてお聞きしたいと思います。今藤代企画課長が答弁されたので、それ以上の答えはないような感じがしますが、特に本県は畜産県ですからかなり大変な影響を与えるのかと思うのですが、甘利担当大臣は努力して克服し得る範囲内なのだと。努力すれば大丈夫なのだという認識なのですが、この点についてはどのような考えでしょうか。あとは具体的に本県に対する影響をどのように見ているのか、その部分も含めて。

○藤代企画課長 先ほど畜産課総括課長が答弁したところでございますが、オーストラリアと日本、あるいは本県との飼養規模、生産コストの違いというものは大変大きなものと捉えてございます。そういった意味で、関税という国境措置がこれまでとられてきたものと捉えてございます。ここについては、今回の関税引き下げが段階的に一定の期間を設けてということがございますので、期間内でこういったことができるかということもございます。本県の畜産農家に大きな影響が及ばないように、必要な対策については、国にきちんと求めていきたいと考えているところでございます。

○高田一郎委員 影響あるということで、国に対して必要な対策を求めていくのは、そのとおりだと思うのですが、私はかなり大きな影響を与える中身ではないかと思えます。JA全国農業協同組合中央会では、国会決議違反ということを指摘して、国民への裏切りなのだという談話を発表しています。私もそのとおりだと思います。

そういう点で、本県の対応について、間違いではないのですけれども、国に対する必要な対策を求めていくだけでいいのかどうか。全国農業協同組合中央会が対応したように国会決議違反であるし、本県農業に対する計り知れない影響を与えるのだということで、もう少し強い口調で抗議の姿勢といいますか、県としてのしっかりとした談話といいますか、そういうことをやっていくべきではないかと思うのです。これは、TPPに対する交渉に対しても大きな影響を与えると思うのです。そういう意味では、これだけの最後の記述のような対応だけでは十分でないのではないかと思うのですけれども、この点新部長いかがでしょうか。

○小原農林水産部長 EPAでございますが、高田委員からも御指摘ありましたけれども、本県の農業者、農業団体に強い衝撃を与えていると認識してございます。これは知事も非

常に残念な結果であると捉えておるところでございます。

県としての対応は、先ほど来述べているところではございますけれども、国において国内の影響をまだ示しておらないという状況でございます。

県は県として、影響なり何なりというものの調査には努めますけれども、やはりまず段階的引き下げ、あるいはセーフガードといったようなものもございまして、国において情報を早く公表していただきたいと。国においても必要な対策は検討しているやにも伺っておりますけれども、これは、大きな影響というのは非常に懸念されるわけでございますので、国に対してしっかりとした対応をとっていただきたいと考えております。この件につきまして、非常に重要な案件と知事も捉えておりました、早ければ今週中に副知事なり、私なりが農林水産省等に対して要望するというところで、今細部を詰めているところでございます。

○高田一郎委員 オーストラリアとのEPAの交渉については、始まったのは第1次安倍内閣、大筋合意に至ったのも今の安倍内閣ということで、当時の国会決議などを見ますと、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が除外または再協議の対象となるよう政府一体となって全力を挙げて交渉するという中身からしても、国会決議の中身からしても、明らかに公約違反でありますよね。ぜひもっともっと強い主張で、口調で、抗議の声を挙げていくという対応をしてほしいと思います。

具体的に近いうちに国に対して影響が出ないような対策を求めていくということなのですが、これはいつごろ予定でしょうか。そして具体的にどういう中身で、国に対して影響緩和対策というものを求めていくのか。もしそういったまとまったものが、今の段階であれば示していただきたいと思います。

○小原農林水産部長 国に対する要望の内容でございますが、これは今、部内、さらに庁内で詰めているところでございます。

決議との関係でございますけれども、これは国におきまして、委員御指摘のとおり、国会、衆議院、参議院、両方で決議されているということございまして、本県におきましても、この決議を踏まえて対応するよう、国に対して要望してまいったところでございます。これまで国に対しても、強い姿勢で交渉に当たることを要望してきたところではございますが、今回の結果は非常に残念なこととらえておりますので、まずその与える影響についての情報収集をしまして、その影響を把握することがその次の対策につながっていくと。その対策についても国の責任で十分に講じるよう要望してまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 最後にしますけれども、もう一つは2月の大雪、豪雪による被災農業者への支援策、3月の委員会のときもお聞きいたしました。3月3日に国の支援策、要綱が示されまして、その概要についても情報提供を委員にもいただきました。その後においては、3月の末にドカ雪と申しますか、各地で大きな影響もありまして、県南地方でもハウス等施設が被害を受けました。これに対して同じような支援策が適用になるのかというの

が一つであります。

もう一つは、3月の委員会でも申し上げましたけれども、損壊したハウスの撤去費用ですね、国と県、市町村でそれぞれ支援をして、農家負担がないようにということで国がスキームをつくりましたけれども、3月の委員会の中では、実態としては農家負担があるのですよということを指摘して、支援策があっても再建できなければ本当の支援策ではないのだと。実態を踏まえた支援策を講ずるべきではないのかということも指摘いたしました。3月末に具体的な国からの要綱も示されているようでもありますから、この点について実態はどうなるのか、農家負担となるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 一つ目の質問でございます。3月末の大雪が対象になるのかということでございますが、対象となります。今冬の被害ということで、それも今調査して対象となるように進めてまいります。

二つ目でございます。撤去費用の部分でございます。実態との乖離がある場合があるのではないかとということで、私どもも現場にいろいろ照会をかけてございます。それで、国が言う一つの撤去費用の金額で、骨材がプラスチックで、普通のハウスの場合は、例えば平米290円ということでございますが、補強用のパイプが冬場使うものが入ってございます。これを1ランク上の鉄骨づくりに近い、鉄骨のハウス並みに見られるという見解もありまして、それだと平米880円、そして聞いたところ、およそこのぐらいあれば間に合うというお話を聞いてございます。あわせて撤去作業が例えば傾斜地であるとか、非常に働きにくいという状況等、やむを得ないと市町村が特別に認める場合は、特認基準というものも設けて、それで対応できるということも国から示されてございます。

○高田一郎委員 最後にします。その実態に合わせた単価設定というのが必要と思うのですけれども、今お話があったように特認制度ですか、基準ですか、そのことなのです。実際に農林水産省は都道府県と協議の上で、市町村が認める額を助成単価とすることができるという、特認制度を設けたわけですけれども、市町村地方負担の分については後で交付税措置されると――7割、8割ですか――ということも伺っております。ですから、県や市町村がその気になって上乘せ支援を行えば、その分、国からの交付税措置で対応できるわけですから、私は今回の大雪災害に対しては、この特認制度を活用して極力農家負担がないようにすべきだと思うのです。再建する場合もまた負担が伴うわけですから、撤去費用については極力ゼロに、あるいはそれに近い形で、県も市町村も頑張って対応すべきではないかと、交付税措置もあるわけですから。そう思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 まず、撤去費用ということでよろしゅうございますか。その撤去費用の部分につきましては、実態も聞いてございます。まずは、特認基準の対応にする理由と伺いますか、その実態を踏まえまして適切に対応していきたいと考えてございます。考えとすれば、やっぱり農家負担はできる限り少なくしていくべきと考えてございます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになれば、これをもって本日の調査を終わります。

なお、連絡事項がございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月29日から30日まで1泊2日の日程で実施したいと思います。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。